

質問書に対する回答

(工事名) 東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事

質問事項	回 答
<p>官報（2月6日 P27）1, (6) 入札公告（説明書） 特記仕様書 P1, 2 4. 配置技術者に関する事項</p> <p>配置技術者につきまして、入札公告（説明書）では「本工事に専任で配置できること」との記述と思います。また、特記仕様書には資格と経験のみ指定されています。</p> <p>一方で2/6付の官報には、「<u>審査基準日において</u>…本工事に専任で配置できること」と記述されています。</p> <p>官報記載の「審査基準日において」との内容は拘束されますでしょうか。それとも契約の段階で配置できればよいでしょうか？</p> <p>また入札手続き（競争参加資格確認申請）において、配置技術者の資格・経歴証明書の提出は必要ないでしょうか？</p>	<p>配置技術者については、契約の段階で配置 いただこととなります。</p> <p>R2.2.14 付け訂正公告をご確認ください。</p>